

西脇市重層的支援体制整備事業実施計画

令和7（2025）年度

令和7（2025）年 3月

西 脇 市

● 目 次 ●

第1章 計画の策定に当たって 1

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の策定過程 3
- 5 SDGs を踏まえた計画の推進 3
- 6 計画の推進体制及び評価と見直し 4

第2章 西脇市の支援関係機関の現状 5

- 支援関係機関アンケート調査でみる現状 5

第3章 実施内容及び実施体制 11

- 1 相談支援 12
- 2 参加支援 14
- 3 地域づくりに向けた支援 15
- 4 重層的支援会議及び支援会議 16

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、家族のつながりや地域コミュニティが希薄化する中、本市においても、地域福祉の課題は複雑化・複合化しており、8050問題（高齢の親が50代のひきこもりの子の生活を支える社会問題）や、ダブルケア問題（介護と育児を同時に抱える社会問題）等の複合的な課題や既存の支援制度では対応の難しい制度の狭間の問題も増えています。また、頻発化する災害を背景に、住民同士の支え合いの重要性が再認識されています。

こうした中、平成30（2018）年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）」において、複合化した課題を抱える方に対する支援や「制度の狭間」問題など、既存の制度による解決が困難な課題に対応するため「地域共生社会」の理念が示されました。

また、法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3（2021）年4月1日から施行されました。

本市においては、令和2（2020）年3月に「第三次西脇市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて取り組む施策等について定め、令和4（2022）年4月から重層的支援体制整備移行準備事業に取り組んできました。

地域共生社会の実現に向けて、事業実施の理念や目指すべき方向性を明確にするとともに、より一層の体制強化を図るため、西脇市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「計画」という。）を策定します。

上位概念（政策・理念）

地域共生社会の実現（社会福祉法第4条第1項）

中位概念（方針・目標）

包括的支援体制の構築（社会福祉法第106条の3）

地域包括ケアシステム（地域医療介護確保法第2条）

具体的事業

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

～複雑化した地域生活課題の解決のための具体的事業～

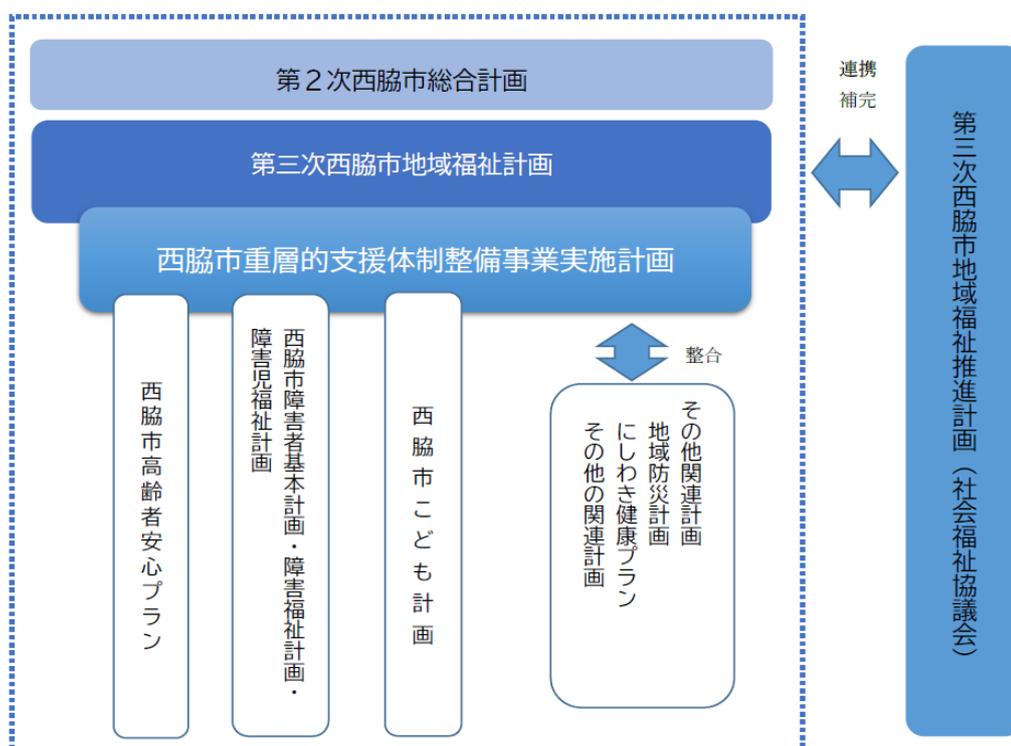
- 属性を問わない相談支援
- 参加支援
- 地域づくりに向けた支援

2 計画の位置付け

本計画は、法第 106条の 5 の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」で、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項を定めるものです。

また、福祉分野の上位計画となる「第三次西脇市地域福祉計画」の基本理念「ほっこり いいね・西脇市～みんなが安心・心つながるまちづくり～」の実現に向けて、同計画の重点施策の一つとして位置付けられた「相談支援体制の充実（包括的な支援体制の構築）」の具体化を図るものです。

なお、福祉及び関連する分野別個別計画の内容とも整合性・連携を図るものとします。



3 計画の期間

本計画は、令和 7（2025）年度の 1 年間とします。

本計画は、地域福祉計画に定める「基本方向 2 相談でき解決できる仕組みづくり 施策 2 相談支援体制の充実（包括的な支援体制の構築）」のうち、重層的支援体制整備事業の具体的な計画を定めるものであり、地域福祉計画と一体化することで、本市の福祉行政全体における重層的支援体制整備事業の位置付けが明確になることから、令和 8（2026）年度からは、「第 4 次西脇市地域福祉計画」に包含することとします。

4 計画の策定過程

本計画の策定に当たり、関係団体や支援機関を対象としたアンケート調査を実施するとともに、地域福祉に関する学識経験者、地域福祉活動団体の代表者、公募の市民で構成する「西脇市地域福祉計画推進会議」を開催し、意見を聴取、反映しました。

5 SDGsを踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」と特に密接に関連しています。



重層的支援体制整備事業とは・・・

法第106条の4の規定に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

6 計画の推進体制及び評価と見直し

計画の推進に当たっては、相談支援体制及び地域づくり事業等から蓄積された地域生活課題に対し、福祉関係部署だけではなく、全庁的な取組が必要とされていることから、庁内の連携体制を構築します。

また、「西脇市地域福祉計画推進会議」を中心に、本計画の進捗状況の確認や見直しの検討を毎年度行い、重層的支援体制の構築を進めていきます。

第2章 西脇市の支援関係機関の現状

支援関係機関アンケート調査でみる現状

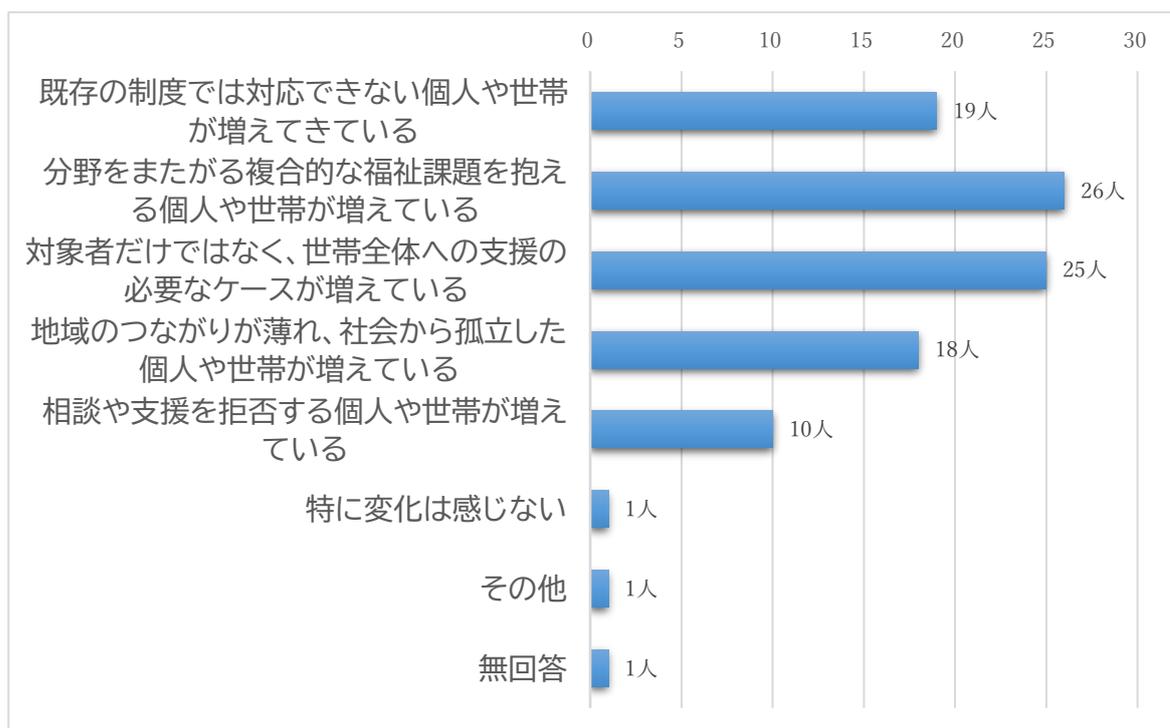
人

【調査概要】

- 対象団体・機関
高齢・障害・子ども・生活困窮の支援関係機関（36事業所）
- 調査項目
 - ・最近の相談内容や支援対象者の傾向
 - ・制度の狭間や複合的な課題を抱えた相談の状況
 - ・相談支援機関・施設との連携の状況
 - ・複数の関係部署・機関をコーディネートする部署の必要性
 - ・複合的な課題等を抱えた世帯についての連携した事例
 - ・本市の総合相談支援を実施する体制について
- 調査期間
令和6年11月14日から12月13日まで（1か月間）

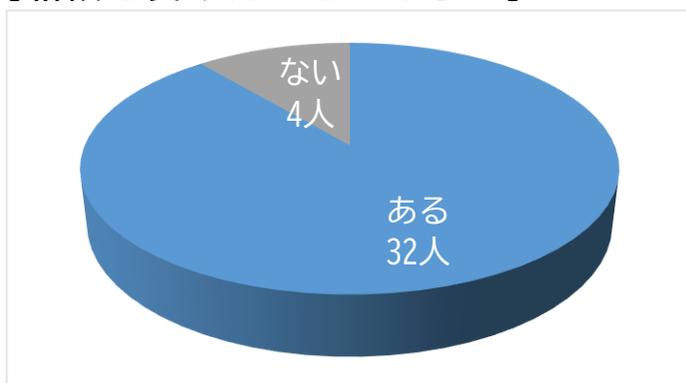
(1) 最近の相談内容や支援対象者の傾向

（単位：人）



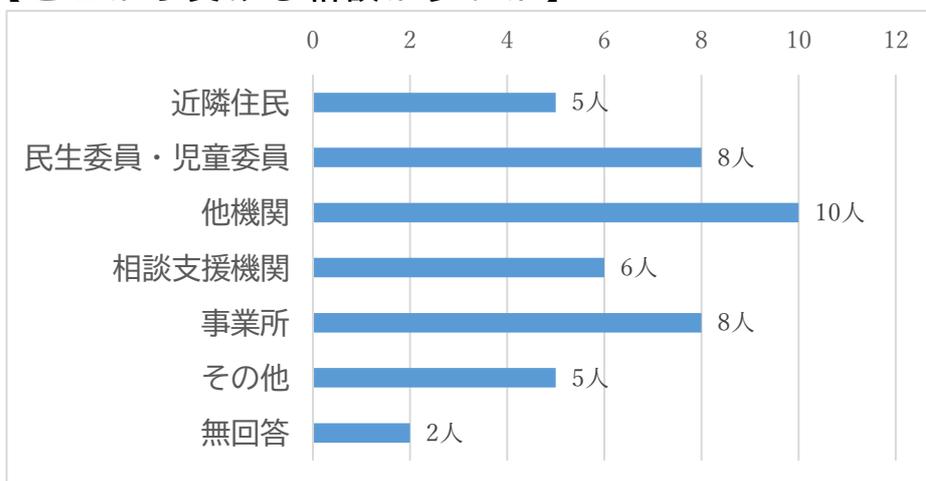
(2) 制度の狭間や複合的な課題を抱えた相談の状況

【相談を受けたことがあるか】



【どこから受ける相談が多いか】

(単位：人)



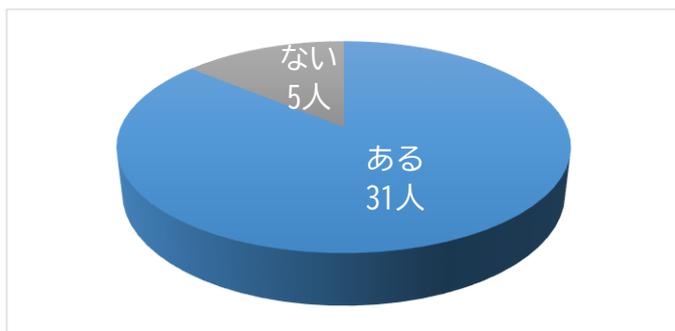
【相談内容が業務範囲外の場合の対応】

(重複回答可)

	件数	割合
貴機関から相談内容に合致する課や相談支援機関に直接連絡し、相談者と同行訪問して状況確認するなどの対応をしている	14	43.8
貴機関から相談内容に合致する課や相談支援機関に直接連絡し、対応を依頼する	22	68.8
相談内容に合致する課や相談支援機関を相談者に伝え、相談者から担当課等へ直接相談してもらっている	13	40.6
業務範囲以外の相談内容であっても、できる範囲で対応している	2	6.3
無回答	2	6.3

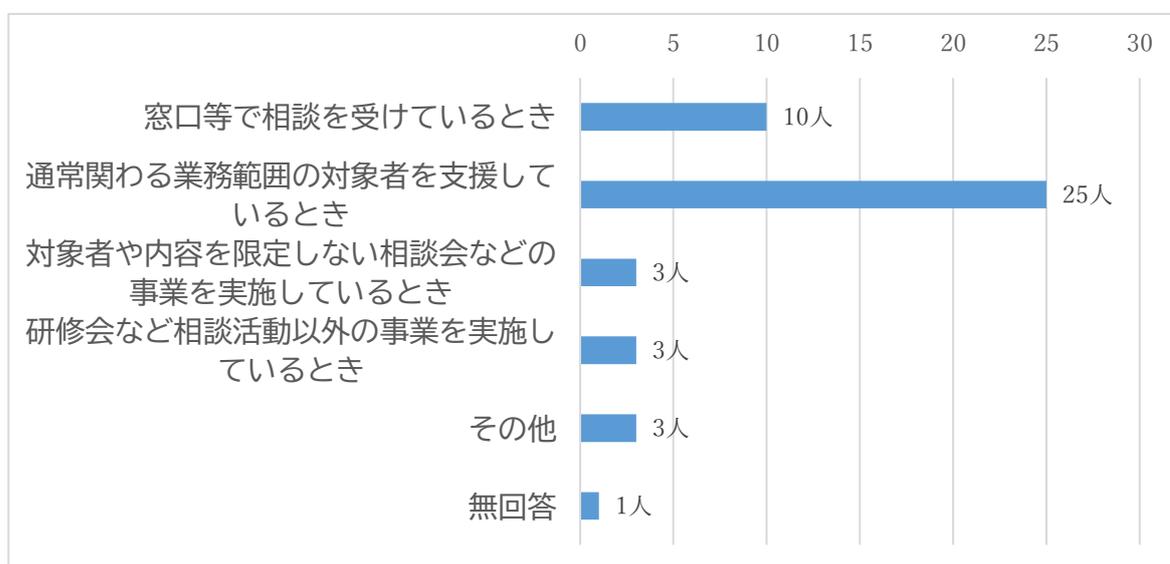
(3) 普段の業務で発見した業務範囲以外の福祉課題への対応状況

【発見したことがあるか】



【発見した場面】

(単位：人)



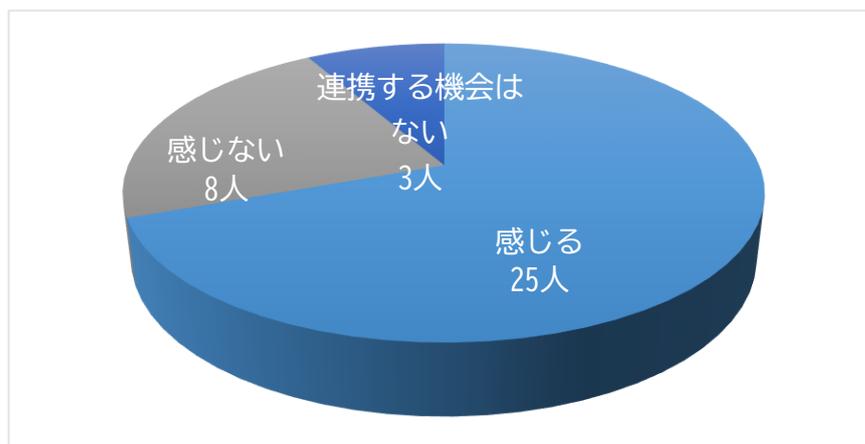
【福祉課題が業務範囲外の場合の対応】

(重複回答可)

	件数	割合
福祉課題に合致する課や相談支援機関に連絡し、同行訪問するなど協働している	19	61.3
福祉課題に合致する課や相談支援機関に連絡し、それぞれで対応している	14	45.2
福祉課題を抱えた個人等に担当課や相談支援機関を伝え、担当課等へ直接相談してもらっている	14	45.2
業務範囲以外の福祉課題であっても、できる範囲で対応している	2	6.5

(4) 相談支援機関・施設との連携の状況

【連携はスムーズに行われていると感じるか】



【「感じない」理由】

	件数	割合
他の課や相談支援機関・施設と日頃からの交流がない	3	37.5
他の課や相談支援機関・施設の内容や対応可能な業務が共有されていない	3	37.5
その他	1	12.5
無回答	1	12.5

(5) 複数の関係部署・機関をコーディネートする部署等の必要性

【必要と考えるか】

	件数	割合
必要である	32	88.9
必要でない	3	8.3
無回答	1	2.8

【必要である場合、コーディネートする部署等に必要な機能】

(重複回答可)

	件数	割合
適切にコーディネートできる能力	18	56.3
様々な制度や分野に関する知識	8	25.0
部署・相談支援機関同士の顔が見える関係づくり	19	59.4

部署・相談支援機関の間で、支援の経過を確実にやりとりするための連絡票などの仕組みづくり	3	9.4
課題をとりまとめ、既存の制度では対応できない課題を解決するための新たな制度づくり	9	28.1
その他	1	3.1
無回答	1	3.1

【必要でないとした理由】

(重複回答可)

	件数	割合
既に連携をコーディネートする機能（仕組み）があるから	1	33.3
通常業務の中で連携が図れているから	1	33.3
その他	2	66.7

(6) 複合的な課題等を抱えた世帯についての連携した事例

	件数	割合
高齢の親と働いていない子が同居している世帯（いわゆる8050問題）	8	22.2
障害の疑いがあるが、手帳の申請や病院の受診を拒否しているために制度の利用ができない人	2	5.6
ごみ屋敷に暮らす人	2	5.6
その他	7	19.4
無回答	17	47.2

その他

- ・ 障害から介護への移行
- ・ 親の自殺
- ・ 金銭管理のできない人
- ・ 障害介護
- ・ 高齢の親と精神疾患のある子の世帯
- ・ 要介護認定を受けているが、経済的理由により自宅で暮らす独居の高齢者
- ・ 配偶者の介護と曾孫の世話をしている世帯

(7) 本市の総合相談支援を実施する体制について

	件数	割合
福祉の問題を受け付け他の分野別の相談機関につなぐ総合窓口が良いと思う	13	36.1
福祉の問題を相談から解決まで担う総合窓口が良いと思う	18	50.0

その他	2	5.6
無回答	3	8.3

その他

- ・ 行政と地域が連携しながら地域住民の暮らしを守っていけるような仕組み
- ・ 市（社会福祉課・長寿福祉課・はぴいくサポートセンター）、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどが一体となったセンターの設立。専門職の育成に行政も関わってほしい。

◆アンケート調査結果のまとめ◆

【現状】

- ・ 分野をまたがる複合的な課題を抱える対象者だけでなく、世帯全体への支援が必要なケースが増加している。
- ・ 8050問題を含むひきこもり、障害（疑い含む）、ごみ屋敷が多く、認知症、虐待・家庭内暴力、経済的困窮、孤立、育児と介護のダブルケアといった深刻なケースも見られる。
- ・ 専門外・業務範囲外の相談については、関係機関と連携しながら対応している。
- ・ 相談機関からは、専門外・業務範囲外の相談については、担当する機関や市役所の担当部署に連絡しているものの、複数の関係機関同士、顔の見える関係の構築や適切にコーディネートできる部署等の必要性を指摘する声が多い。



【今後の方向性】

- ・ 相談機関間の連携による対応をより一層強化する。

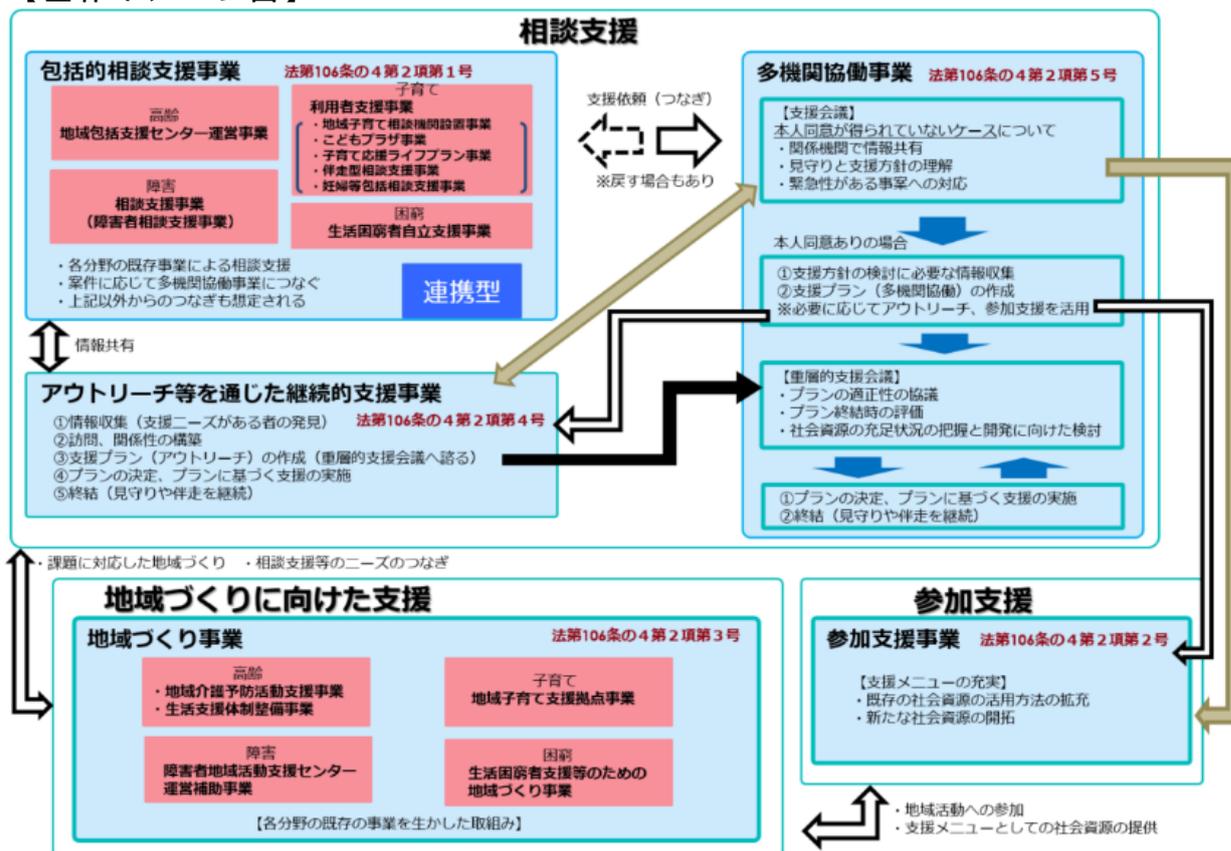
第3章 実施内容及び実施体制

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。

【重層的支援体制整備事業の概要】

事業名	事業内容	
1 相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワーク対応 ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ
	多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な課題を抱える人を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
2 参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う 	
3 地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ・個別の活動や人のコーディネート ・他分野につながるプラットフォームの展開 	

【全体イメージ図】



1 相談支援

相談者の世代や属性、相談内容にかかわらず相談を受け止め、支援機関全体で支援する体制を整備するため、「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施します。

(1) 包括的相談支援事業

既存の窓口において、世代や属性を問わず、相談を包括的に受け止め、適切な部署へつなぐなど、切れ目のない支援を行います。

- 複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業に適切につながります。

【実施体制】

ア 地域包括支援センター運営事業

分野	高齢
事業内容	地域の高齢者等の総合相談と包括的支援体制を確立し、高齢者が要介護状態になることの予防を推進するとともに、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のため、包括的支援事業等を行う。
実施方式	委託（社会福祉法人ほか）
支援機関	にしわき北地域包括支援センター、にしわき南地域包括支援センター
所管課	長寿福祉課

分野	高齢
事業内容	地域の高齢者等からの介護・福祉・健康に関する相談窓口であるとともに、実態把握業務を行う。
実施方式	委託（社会福祉法人）
支援機関	在宅介護支援センター（5か所）
所管課	長寿福祉課

イ 相談支援事業

分野	障害
事業名	障害者相談支援事業
事業内容	障害のある人の生活、福祉サービスの相談、障害のある人とその家族等関係機関からの生活全般や制度の活用・就労施設利用などの相談支援、地域の各種機関との連携強化を行う。
実施方式	委託（NPO法人）
支援機関	障害者基幹相談支援センター
所管課	社会福祉課

ウ 利用者支援事業

分野	子ども〔基本型〕
事業名	こどもプラザ事業・地域子育て相談機関設置事業
事業内容	子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業やこども園等の利用に当たったの助言・支援を行う。
実施方式	直営、委託
支援機関	市（こどもプラザ）、市内幼保連携型認定こども園8園
所管課	はぴいくサポートセンター

分野	子ども〔子ども家庭センター型 母子保健機能型〕
事業名	伴走型相談支援事業
事業内容	妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を提供する。妊娠届出時に全ての妊婦の状況を把握し、支援が必要な家庭には、継続的に関わる中で必要なサービスにつなげる。
実施方式	直営
支援機関	市（はびいくサポートセンター）
所管課	はびいくサポートセンター

分野	子ども〔子ども家庭センター型 児童福祉機能型〕
事業名	子育て応援ライフプラン事業
事業内容	全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。子どもが利用できる事業等の周知に努めるとともに、学校園、地域子育て相談機関等の関係機関との連携により、子どもや家庭の状況把握に努める。
実施方式	直営
支援機関	市（はびいくサポートセンター）
所管課	はびいくサポートセンター

分野	子ども〔妊婦等包括相談支援事業型〕
事業名	妊婦等包括相談支援事業
事業内容	妊娠届時に全ての妊婦の状況を把握し、妊産婦等の支援台帳を作成する。支援を要する者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。母子保健担当と児童福祉担当等で構成するはびいくサポート会議で定期的に支援内容の検討を行いながら包括的・継続的に支援する。
実施方式	直営
支援機関	市（はびいくサポートセンター）
所管課	はびいくサポートセンター

エ 生活困窮者自立相談支援事業

分野	生活困窮
事業内容	生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を分析し、ニーズに応じた支援が計画的・継続的に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。
実施方式	直営
支援機関	市（社会福祉課）
所管課	社会福祉課

(2) 多機関協働事業

包括的な相談支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たします。

【実施体制】

事業名	多機関協働事業
事業内容	包括的な相談支援・社会参加支援・地域づくり支援の体制構築の推進に取り組む。また、市内の相談支援を担う担当課を中心とした会議体を設置し、連携の促進を図る。
実施方式	直営
支援機関	市（社会福祉課、長寿福祉課、はびいくサポートセンター）
所管課	長寿福祉課

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人の情報を把握するとともに、本人やその家族に対して働きかけを行い、信頼関係を構築しながら必要な支援につなぎます。

また、関係機関との連携を通じて、潜在的な相談者を見つけます。

【実施体制】

事業内容	ひきこもりの居場所づくり事業 自宅以外でゆっくりと過ごせる居場所の提供を行い、社会参加を段階的に支援する。
実施方式	委託
所管課	社会福祉課

事業内容	家族が本人との関わり方を学ぶ家族学習会CRAFT（クラフト） 毎月1回開催
実施方式	直営
支援機関	市（社会福祉課）
所管課	社会福祉課

事業内容	地域の活動者や民生委員・児童委員との情報共有を通じて、日々の見守り活動等で把握している潜在的ニーズを抱える対象者の早期発見に努めるとともに、地域の課題やニーズの把握を進める。また、属性を問わず様々な地域住民の声を聴く場の確保に向け、既存の社会資源の機能拡充や新たな社会資源の開発に取り組む。 支援ニーズを抱える本人、世帯に対し、若者相談支援機関との連携や経済的支援、ひきこもりの親の会での接点を機会に、つながりのきっかけづくりに継続的に取り組む。
実施方式	直営
支援機関	市（社会福祉課、長寿福祉課、はびいくサポートセンター）
所管課	社会福祉課、長寿福祉課、はびいくサポートセンター

2 参加支援

「既存の制度では、対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う」ものであり、「狭間のニーズ」を抱える当事者に向けた、地域の資源を活用した「参加支援」のための事業を実施します。

■制度の狭間にある人と地域・社会をつなげるための支援

【実施体制】

分野	生活困窮
事業名	参加支援事業
事業内容	生活困窮者自立相談支援事業
実施方式	直営

支援機関	市
所管課	社会福祉課
事業内容	ひきこもりなど、社会とのつながりが薄く狭間のニーズを抱える人と社会資源とのつながりを作り、維持するための支援。新たな社会資源や支援メニューづくり。
実施方式	委託
支援機関	市社会福祉協議会
所管課	社会福祉課

3 地域づくりに向けた支援

世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備し、住民同士・地域の多様な社会資源がつながりを育むことで、緩やかな見守りや支え合いが生まれるよう、地域づくりを支援・コーディネートします。

- 地域活動の活性化などを通じた人と人、人と地域がつながり合うための支援
- 【実施体制】

ア 地域介護予防活動支援事業

分野	高齢
事業内容	住民の主体的かつ継続的な介護予防の取組に向けた健康教育や健康相談、体操指導、活動支援
実施方式	委託（市社会福祉協議会）
支援機関	市社会福祉協議会
所管課	健幸都市推進課

分野	高齢
事業内容	生活支援サポーターの育成、派遣調整やサポーターの活動支援
実施方式	委託（市社会福祉協議会）
支援機関	市社会福祉協議会
所管課	長寿福祉課

イ 生活支援体制整備事業

分野	高齢
事業内容	生活支援コーディネーター2名による高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備
実施方式	委託（市社会福祉協議会）
支援機関	市社会福祉協議会
所管課	長寿福祉課

ウ 地域活動支援センター機能強化事業

分野	障害
事業内容	社会自立促進や生産活動の機会の提供等
実施方式	委託（NPO法人）
支援機関	NPO法人白ゆり会、NPO法人西脇市手をつなぐ育成会
所管課	社会福祉課

エ 地域子育て支援拠点事業

分野	子ども
事業内容	児童館等で地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施する。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育てに関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施方式	直営
支援機関	市（こどもプラザ）
所管課	はぴいくサポートセンター

オ 生活困窮者支援のための地域づくり事業

分野	生活困窮
事業内容	生活困窮者自立支援機能強化事業 生活に困窮される方々へ物資支援等を行うNPO法人等に対する活動助成
実施方式	補助（市社会福祉協議会ほか）
支援機関	市（社会福祉課）
所管課	社会福祉課

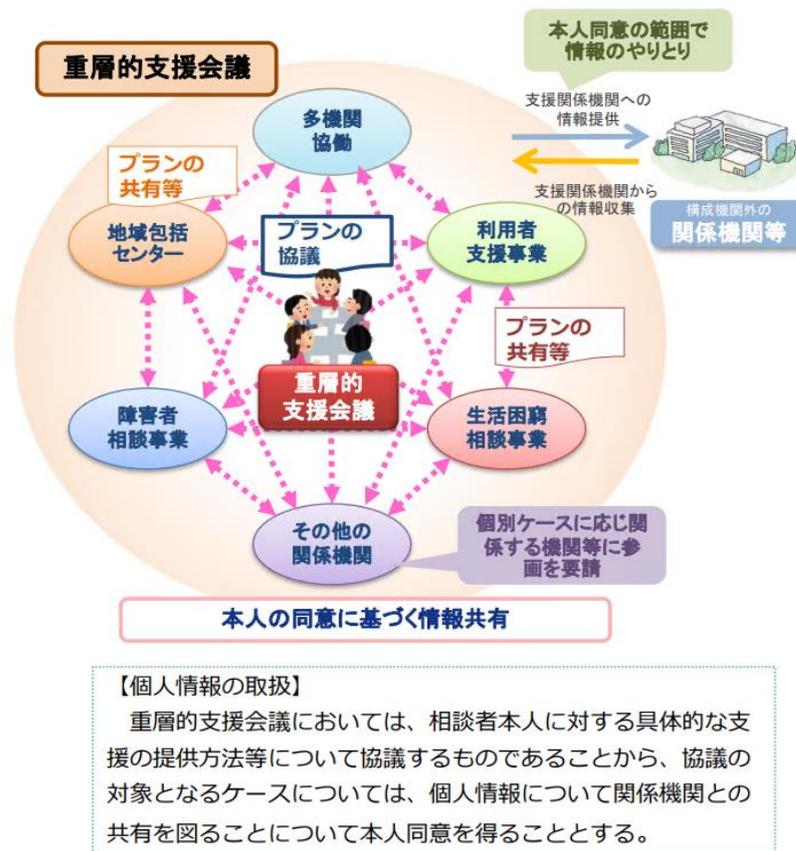
4 重層的支援会議及び支援会議

複雑化・複合化した課題を抱えた対応が困難なケースについては、各支援機関の連携強化を図るため、支援会議又は重層的支援会議を開催します。

(1) 重層的支援会議

重層的支援体制整備事業の中で規定される会議で、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランの共有や、当該プランの適切性を協議するところで、次の4つの役割を果たします。

- ア 支援に関するプランの協議
- イ プランの適切性の協議
- ウ プラン終結時等の評価
- エ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討



(2) 支援会議

法第 106条の 6 に規定された会議であり、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合に情報共有に基づく支援の検討等を行い、次の 3 つの役割があります。

- ア 気になる事案の情報提供・情報共有
- イ 見守りと支援方針の理解
- ウ 緊急性がある事案への対応

重層的支援体制のフロー

